

《口座を開設されるお客さまへ》

J A 西東京では、犯罪収益移転防止法に基づくお客さまの取引時確認を徹底しております。

近年、ヤミ金融業者などが預貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求、振り込め詐欺等の犯罪に預貯金口座が利用されるなど悪質な事例が社会問題となっております。

当 J A では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに下記のお願いをいたしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 口座の開設は最寄りの支店にてお手続き願います。

個人のお客さまの口座開設は、ご自宅、お勤め先に近くご利用に便利な支店、法人の場合は主たる事務所の最寄りの支店にてお手続き願います。遠方の支店にご来店の場合はお手続きをお断りすることがございます。

● 口座のご利用目的、ご職業、事業内容等をお尋ねします。

口座開設に際して、口座のご利用目的、ご職業（勤務先、勤務先住所含む）、事業内容等、法律で定められた取引時確認をさせていただきます。口座開設の目的が不明瞭、不自然である場合や、取引時確認にご協力いただけない場合は、口座の開設をお断わりすることがございます。

● 多数の口座を開設されることはご遠慮願います。

すでに当 J A に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。2 口座目をご希望の場合は、ご利用目的を伺い、場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

● 口座開設後に貯金規定に違反する行為があった場合は、口座のご利用を停止させていただく場合がございます。

例) 当 J A よりお送りする郵送物が「宛所に尋ねあたりません」の理由で返戻され、電話による連絡もとれない等、お客さまの所在が不明になった場合。

● 反社会的勢力ではないことを確認させていただいております。

当 J A では、政府指針等に従い反社会的勢力等との取引を排除するため、貯金規定等に暴力団排除に関する規定を設けております。口座開設の際は、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を提出していただいております。

● 法人・団体のお客さまの口座開設には、申込内容確認のため 2 週間～1 か月程度の期間をいただきます。

【個人のお客さま】

ご本人の確認できる公的書類をご準備願います。

ご本人さまであることを確認させていただくため、顔写真付きの公的書類の原本のご提示をお願いいたします。

[顔写真付き公的書類]

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書（平成24年4月以降発行）
- ・ 個人番号カード
- ・ 旅券（パスポート）（令和2年（2020年）2月3日以前発行のもの）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ その他官公庁から発行、発給された顔写真付き書類

※ 外国人のお客さま

- ・ 在留カード（在留期間満了日まで3か月以上あるもの）
在留カードとともに「学生証」「社員証」等をご提示いただく場合があります。
- ・ 特別永住者証明書

顔写真付きの公的書類をお持ちでない場合は、次の書類の中から、2点原本のご提示をお願いいたします。

[顔写真なしの公的書類]

- ・ 各種健康保険の資格確認書
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 母子健康手帳（出生から2年間）
- ・ 国民年金手帳
- ・ 厚生年金手帳

[その他補完書類]（補完書類のみ2点のご提示ではお取扱いできません）

- ・ 医療受給者証
- ・ 住民票の写し（発行から6か月以内のもの）
- ・ 戸籍謄本・抄本
(戸籍の附票の写しが添付されているもので発行から6か月以内のもの)
- ・ その他官公庁から発行、発給された書類

【法人のお客さま】

※当JAの事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当JAの事業エリアは、青梅市・奥多摩町でございます。

下表の確認事項を所定の書類等で確認させていただきます。

| 確認事項 | 確認書類／確認方法 |
|---|---|
| 名称、本店または主たる事務所の所在地 | ①登記事項証明書（発行から6か月以内） ②印鑑登録証明書（発行から6か月以内） |
| 来店された方（取引担当者）の氏名、住所、生年月日等 | 【個人のお客さま】に記載されているご本人確認と同じです。 |
| 来店された方が法人の取引担当者であること | 委任状等、または取引担当者が法人を代表する権限を有する役員として登記されていること。 電話連絡等により、確認させていただく場合がございます。 |
| 事業内容 | ①登記事項証明書（発行から6か月以内） ②定款 等 |
| 事業実態確認書類 | ・事業に必要な行政庁の許認可証 ・会社案内（パンフレット等） ・決算書類等（新規設立法人であれば事業計画書） ・取引先への提案書、見積書、契約書 |
| お取引の目的 | ご用意いただく書類はありませんが、窓口等で当組合担当者が確認させていただきます。 |
| 実質的支配者（経営、事業活動に支配的な影響力を有している個人）の氏名、住所、生年月日等 | 当組合所定の「確認表」にご記入いただき、ご提出いただきます。 |

1. 口座開設にあたっては、所定の審査を実施し、ご回答までに2週間～1か月程度お時間をいただくことがあります。
2. 口座開設の際は改めてご来店いただき、当組合所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。
3. 上記審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
4. 上記追加の書類を提示いただけない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合があります。

【団体名での口座開設をご希望のお客さま】

※当JAの事業エリア内に住所等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。
なお、当JAの事業エリアは、青梅市・奥多摩町でございます。

下表の確認事項を所定の書類等で確認させていただきます。

| 確認事項 | 確認書類／確認方法 |
|---------------|---|
| 名称、設立年月日 | ①規約、会則 ②総会資料 等 |
| 代表者名、取引担当者名 | ①総会資料 ②名簿 等 |
| 代表者の住所、生年月日 | 【個人のお客さま】に記載されているご本人確認と同じです。 |
| 取引担当者の住所、生年月日 | 【個人のお客さま】に記載されているご本人確認と同じです。 |
| 団体の規約、事業・活動内容 | 規約、会則および総会資料等 活動内容等について、窓口等で当組合担当者が詳しくお聞きする場合がございます。 |
| お取引の目的 | ご用意いただく書類はありませんが、窓口等で当組合担当者が確認させていただきます。 |

1. 口座開設にあたっては、所定の審査を実施し、ご回答までに2週間～1か月程度お時間をいただくことがあります。
2. 口座開設の際は改めてご来店いただき、当組合所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。
3. 上記審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
4. 上記追加の書類を提示いただけない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合があります。